

Apple、Googleの令和7年度(令和8年7月27日公表)遵守報告書に対するMCF意見

2026 年9月24日

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

2026年7月27日、公正取引委員会から「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(以下「スマホ法」)」に基づき、Apple(iTunes含む)とGoogleから提出された令和7年度(全面施行の日(令和7年12月18日)から令和8年3月31日までの期間)に係る本法第14条第1項の報告書(以下「遵守報告書」という。)が公表されました。

今回は、全面施行時点(令和8年2月17日公表)の遵守報告書から2回目となる公表となっております。

モバイル・エコシステムの寡占に起因する様々な弊害を解決し、多様な主体によるイノベーションが活性化される社会システムの構築を求めてきた立場から、今回の遵守報告書の公表を始めた法運用を歓迎いたします。

本法は代替アプリストアの提供妨害の禁止、代替決済手段、関連ウェブページの利用を妨げる行為の禁止など幅広い規制の網をかけるものです。我々は自由で公正なスマホソフトウェア関連市場を形成するうえで不可欠な施策をタイムリーかつ包括的に打ち出した公正取引委員会を中心とする日本政府の対応を高く評価しています。ただ、現実にはスマホ法の理念が掲げる効果を十分に得られるかは法運用次第という面が多く、我々業界団体としては死活的な関心を持って対応を注視して参りました。

しかしながら、Apple、Googleの規約や運用においては、スマホ法に違反して代替決済手段等の提供が妨げられているだけでなく、遵守報告書においてもスマホ法が求める説明が十分になされておられません。

公正取引委員会におかれましては、このような状況に対して、まずは遵守報告書に対する評価を公表するとともにスマホ法の適正な執行を推進することで、真に自由で公正なアプリ配信環境の実現を求めます。

Apple、Googleのアプリ配信に関する新規約等に対して指摘した違反事項が、今般の遵守報告書でも改善されていない。

2026/1/29 [プレスリリース\(PDF\)](#)

1. 公正競争環境の実現のためには、代替決済手段や関連ウェブページの利用については無償であるべきであるが、指定事業者の新規約等では根拠が明らかでない手数料が課され代替決済手段や関連ウェブページの利用が妨げられている。これは優越的地位の濫用であり本法第8条第1号及び第2号に違反すると考える。また我が国の消費者の利便性向上と産業振興の観点から、現在の米国市場と同等の誘導条件によるイコールフットINGの確保を要望する。
2. アプリからリンクアウトした関連ウェブページでの7日間または24時間における当該ユーザーによるすべての取引内容を報告させて手数料を課すことで、代替決済手段や関連ウェブページ

の利用が妨げられている。これは常識的に受け入れ困難な取引条件を優越的な地位を利用して強制することに等しく本法第8条第2号に違反すると考える。

3. アプリからリンクアウトした関連ウェブページでの7日間または24時間における取引すべてに手数料を課すために、アプリ事業者に対してユーザーの行動追跡と報告を強制することは、指定事業者が主張してきたプライバシー保護上問題であり、消費者のプライバシーより自社利益を優先したダブルスタンダードである。これは不公正な取扱いを禁止した法第6条に違反すると考える。
4. 指定事業者の決済手段を利用していない、または利用する予定がないサービスまで、必要性がないのに指定事業者の決済手段を強制することは優越的地位の濫用であり、関連ウェブページの利用が妨げられているため本法第8条第2号に違反していると考ええる。
5. スマホソフトウェア競争促進法に違反した規約が改正されていないため早急なる改善を求める。

特に、本法第8条第2号に係る「政令で定める場合」に違反している規約の早急な改善が必要である。

同号の「(これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。)」について、令第3条では、「個別アプリ事業者が本個別ソフトウェアを通じて提供していない商品又は役務であって本個別ソフトウェアで利用されるものを関連ウェブページ等を通じて提供する場合」と規定している。

具体例としては、「本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを販売等しているが、当該デジタルコンテンツと同一ではない商品又は役務を関連ウェブページ等で販売等している場合。例えば、本個別ソフトウェア内で販売していないウェブストア限定のデジタルコンテンツ(例えば、ゲームアプリで利用できるキャラクターのスキン)を販売する場合などがこれに該当する。」とされているにもかかわらず、指定事業者の新規約等には本法に違反した以下のような規定がある。

Appleについては、ガイドライン3.1.3(b)マルチプラットフォームサービスの「(前文省略)ただし、そうしたアイテムは、アプリ内のアプリ内課金アイテムとしても購入可能でなければなりません。」

今回の遵守報告書では、6条「その他不公正な取引の禁止」の改善として、「日本では、オフラインのプロモーションキャンペーンの一環として、対象となる物理的商品や有料イベントのチケットを購入したユーザーに対し、シリアル番号やバーコードを通じて特定のデジタルコンテンツを提供する場合、デベロッパはそのデジタルコンテンツをアプリ内購入として別途提供する必要はありません。」と明記されることで、これまで禁止されていたオフラインのプロモーション施策等が可能となったことは評価される。

一方で、遵守報告書の法第8条第2号(83)においては、「当該ページではデベロッパが同一の商品・サービスを提供している必要があります。」と未だに明記されており、オフラインのプロモーション以外の「本個別ソフトウェア内で販売していないウェブストア限定のデジタルコンテンツ」が禁止されたままになっているのは、明確なスマホ法違反であるため早急な改善が必要である。利用者に関連ウェブサイトの利用や新しく代替決済手段の手続き等を行ってもらうには、スイッチングコストとして利用者にも大きな負担があり、スマホ法の法理念を実現するには限定コンテンツ等のインセンティブの提供が必要であることを理解いただき早急なる改善を求める。

8団体共同「Apple、Googleの新規約(スマホ法施行後)の利用状況アンケート集計結

果」を発表しました。

2026/8/26 [プレスリリース\(PDF\)](#)

当アンケートの回答者の特徴としては、アプリからの誘導のない外部決済(スマホ法施行以前から可能)の利用率が67.6%と高いことからスマホ法が目的としている外部決済等の利用に積極的である事業者であることがわかります。このような事業者が回答者であるにもかかわらず、代替アプリストア(第7条第1号)、代替決済及び関連ウェブページのリンクアウト利用(第8条第1号、第2号)について、いずれも利用していないと回答した割合が概ね9割(テキストによる誘導は概ね6割)に上っていることは、スマホ法の目的が達成されていない危機的な状況であることがわかります。

集計結果からは、Apple、Googleの新規約によるスマホ法上の妨げる行為が厳然たるファクトとして明らかになっております。

Apple、Googleの代替アプリストアに関する新規約等に対して指摘した違反事項が、今般の遵守報告書でも改善されていない。

2026/8/26 [プレスリリース\(PDF\)](#)

Appleの代替アプリストアに関する新規約等に対する意見

1. 公正競争環境の実現のためには、代替アプリストアの利用において指定事業者による手数料は無償であるべきであるが、Appleの新規約等では根拠が明らかな手数料がアプリ事業者に課され代替アプリストアの利用が妨げられている。これは優越的地位の濫用でありスマホ法第7条第1号に違反すると考える。
2. 代替アプリストアに対する審査において、アプリストア事業者の審査と契約・保証だけでなくストアアプリに対するアプリ審査(申請時、アップデート時)までも課している。客観的に必要のない過度な規制を課すことで、代替アプリストアの提供を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。
3. 代替アプリストアをダウンロードする手順において利用者に過度な負担と誤認を与えており、代替アプリストアの利用を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。
4. 公証制度において、代替アプリストアを利用するアプリに対して過度な審査を行うことで、代替アプリストアの提供を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。
5. 代替アプリストアを利用するアプリ事業者に対して課金が完了しなかった取引を含めてすべての取引を報告させることは、アプリ事業者に客観的に必要のない過度な負担を課すことで、代替アプリストアの提供を妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

Googleの代替アプリストアに関する新規約等に対する意見

1. 利用者に対して客観的に必要のない恐怖表現を提供することで、代替アプリストアの提供と利用者が利用することを妨げているためスマホ法第7条第1号に違反すると考える。

その他遵守報告書に関する意見

1. 遵守報告書において、正当化事由について、「ユーザーのスマートフォンのサイバーセキュリティの確保、ユーザーのプライバシーの保護、青少年の保護、スマートフォンの異常動作の防止、スマートフォンを通じたギャンブルその他の犯罪行為の防止、及び／または知的財産権の保護等」をまとめて包括的正当化事由として主張しているが、正当化事由による妨げる行為が許容されるのは「必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるとき」であるにもかかわらず、個別の事項について何ら説明がされていないのはスマホ法第14条第1号に違反して不当である。
2. Appleの新規約において重要な「日本のApp Storeにおける決済オプション」のページが理由の開示も通知もなしに突然改変されてアプリのテキスト等の誘導情報の提供が妨げられるのは、スマホ法第8条第2号とスマホ法第13条及び施行規則第29条に違反しており不当である。